

新型コロナウイルス感染の疑いから感染までの行動・連絡について（第6版）

令和4年4月12日 第5版

令和4年7月25日 第6版

1 感染を疑う症状（「発熱等の風邪症状」）がでた場合

- ・ 学校（学生課教務係または担任，指導教員（以下同じ。））にその旨電話連絡し，治癒するまで自宅で静養してください。
- ・ あわせて，かかりつけ医等の身近な医療機関（かかりつけ医がない等相談先に迷った場合は「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります））に電話等でご相談ください。
- ・ PCR検査等を受診し，結果がでたときは，学校に連絡するとともにできれば[新型コロナウイルス感染症対応のための連絡フォーム（感染者用・濃厚接触者用）](#)（以下「[連絡フォーム](#)」）にアクセスして結果を報告してください。
- ・ 「発熱等の風邪症状」が回復したとき，または PCR 検査で陰性の結果（以下 3 から 6 の場合を除く）がでた場合の登校可能の目安は，症状がおさまって（PCR 検査の日）から 3 日経過したときとします。
- ・ なお，新型コロナウイルスに関する健康観察で自宅待機や外出自粛の期間にあたるときは，その期間が終わるまでは，いかなる場合でも絶対に登校しないでください。

2 同居家族が新型コロナウイルスの濃厚接触者に特定された場合 （同居の家族に感染の疑いがある場合も含む）

（例：同居の家族が「発熱等の風邪症状」で PCR 検査等を受診する）

- ・ 本人が無症状であっても，学校に電話連絡し，登校は控えて自宅で待機してください。
- ・ 当該同居家族の PCR 等検査が陽性の場合 3a のフローに従う。
- ・ 当該同居家族の PCR 検査等の結果が陰性であれば登校可とする。
- ・ 当該同居家族が無症状のまま濃厚接触者待機期間（5 日（※1））を経過した場合は登校可とする。

3 濃厚接触者として特定される可能性がある場合

3a 同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

- ・ 本人が無症状であっても，至急学校に電話連絡し，登校は控えて自宅で待機してください。
- ・ [連絡フォーム](#)にアクセスして，症状等も学校に連絡してください。
- ・ 保健所からの指示があれば，その指示に従ってください。

保健所からの指示がない場合，同居する感染者が自宅療養であれば治癒した日（厚生労働省の退院基準による）の翌日から起算して，入所・入院した場合はその日の翌日から 5 日（※1）を経過し症状がない場合は登校可能とします。ただし，国等が定める基準に該当する（参考資料4）と当該学生や保護者が認めたときにはその基準に従ったうえで症状がない場合は国が待機期間終了後（※1）に登校可能とします。

3b 感染者と濃厚接触者（参考：濃厚接触者）に該当する接触（※2）があった場合

- ・ 本人が無症状であっても、至急学校に電話連絡し、登校は控えて自宅で待機してください。

[連絡フォーム](#)にアクセスして、症状等も学校に連絡してください。

- ・ 保健所からの指示があれば、その指示に従ってください。
- ・ 保健所からの指示がない場合、当該感染者と最後に接触した日から5日（※1）を経過し症状がない場合は登校可能とします。

※1 国が定める濃厚接触者の待機期間（令和4年7月22日時点）

無症状であれば感染防止対策を講じた日の翌日から5日間とする。なお、自費検査として、薬事承認された抗原定性検査キットを使用し、2日目及び3日目で陰性を確認場合は無症状であれば3日目から待機解除を可能とする。

なお、抗原定性検査キットを使用して待機解除期間を短縮する必要がある場合、事前に学校に相談すること。

※2 濃厚接触者に該当する接触とは、学校における調査の結果接触が認められるものや知人から濃厚接触者に該当すると告げられたものをさす。

（保健所から特定された旨の連絡があった場合は、5に該当します）

4 新型コロナウイルス陽性者と接触（3に該当しない場合）した場合

発熱等の風邪症状等特に症状がない場合には登校可能とします。ただし保健所から指示がある場合にはその指示に従ってください。

5 感染者の濃厚接触者として特定された場合

- ・ 保健所等から感染者の濃厚接触者（参考資料 2）として特定された場合には、至急学校に連絡してください。
- ・ また、[連絡フォーム](#)にアクセスして、症状等も連絡してください。
- ・ [連絡フォーム](#)の学校内での活動に関する事等については、初回の報告では分かる範囲で入力し、その他の項目を含めあとでわかったことなどは、その都度速やかに報告をお願いします。
- ・ なお、感染者と最後に接触した日から起算して5日間（※1）は、出席停止（公欠）とします。その期間はいかなる場合であっても絶対に登校しないでください。
- ・ 以後、居住地管轄の保健所等の指示に従うとともにPCR検査を受けた場合は、結果がでたときに、学校に連絡するとともに[連絡フォーム](#)にアクセスして結果を連絡してください。

6 感染が判明した場合（抗原検査等により陽性が判明したときも含む）

- ・ 新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、至急学校に連絡してください。
- ・ また、あわせて[連絡フォーム](#)にアクセスして、症状等や学校内での活動状況を報告してください。

- ・ [連絡フォーム](#)の学校内での活動に関する事等については、初回の報告では分かる範囲で入力してください。その他の項目を含めあとでわかったことなどはその都度速やかに報告をお願いします。本人又は保護者が入力できない状況にあるときは、担任等が電話で聞き取った内容を入力することもあります。
- ・ 感染が判明した場合は、治癒するまで出席停止（公欠）とします。その期間はいかなる場合であっても絶対に登校しないでください。
- ・ 医療機関で治療を受けていて、主治医から登校の許可がでたときは、学校に連絡してください。
- ・ 登校するにあたっては、原則として治癒したことを証明する医療機関の診断書が必要となります。
- ・ ただし、宿泊療養又は自宅療養等により診断書の取得ができない場合は、解除されたことをもって治癒したものとみなし翌日から登校可能とします。

<陽性が確認されたが、保健所から連絡がない場合>

陽性と診断されたが、その後保健所から連絡がない場合も、6の手順に従ってください。この場合、厚生労働省が定める退院基準（参考資料3）を満たしたときは治癒したものとみなし登校可能とします。

連絡先

担任、指導教員、

[新型コロナウイルス感染症対応のための連絡フォーム（感染者用・濃厚接触者用）](#)



<https://forms.office.com/r/9wCdmA7ndJ>

参考資料 1（発熱や咳などの症状がある場合には、どうしたらよいですか）

厚生労働省新型コロナウイルスに関する Q&A より）

（参考：厚生労働省 web サイト新型コロナウイルスに関する Q&A より抜粋）

問7 発熱や咳などの症状がある場合には、どうしたらよいですか。

（1）症状が出たら医療機関を受診しましょう

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ています。

「筋肉痛があるからコロナではない」等自己判断せず、まずはかかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談してください。

お近くで、発熱等を呈する患者の検査や相談を受けることができる医療機関や受診方法をご案内します。

※ 院内感染を防止するため、緊急の場合を除いて、事前の連絡なく医療機関を直接受診することは控えてください。かかりつけ医がいないなど相談先に迷った場合

は「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。

なお、少なくとも以下の条件に当てはまる方は、すぐにご相談ください。

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患な
ど）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いてい
る方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、
強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければなら
ない方も同様です。）

（2）仕事や学校を休み、会食は控えましょう。

体調不良時には、仕事や学校を休んでいただき、会食は控えてください。解熱剤を
飲んで熱が下がっても、感染を広げる可能性があります。ご本人のためにもなります
し、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。

参考資料 2 （濃厚接触者）

参考：濃厚接触者）

*：「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（無症状性病原体保有者を含む）の「感染可能期間（*2）に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者：「患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者」・「適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者」・「患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者」・「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」とします。

「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

「無症状病原体保有者」とは、「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

*2：患者（確定例）の「感染可能期間」とは、「発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した2日前から、隔離開始（入院・自宅や施設等）までの間」とします。

（国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領）

参考資料 3 （厚生労働省 退院基準）

<退院基準>（厚生労働省）

1. 有症状者（注1）の場合

① 発症日（注2）から10日間経過し、かつ、症状軽快（注3）後72時間経過した場合、

退院可能とする。

- ② 症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査（注 4）で陰性を確認できれば、退院可能とする。

2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日（注 5）から 10 日間経過した場合、退院可能とする。
② 検体採取日から 6 日間経過後、24 時間以上間隔をあげ 2 回の PCR 検査陰性を確認できれば、退院可能とする。

※ 10 日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

注 1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注 2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

注 3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注 4 その他の核酸増幅法を含む。注 5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注 6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後 4 週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

参考資料 4（濃厚接触者である同居家族等の待機期間）

上記の検査陽性者の濃厚接触者であって、当該検査陽性者と生活を共にする家族や同居者（当該検査陽性者が自宅療養をする場合に空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者。以下「同居家族等」という。）の待機期間は、現時点までに得られた科学的知見に基づき、当該同居家族等が社会機能維持者であるか否かにかかわらず、

- ・ 当該検査陽性者の発症日（当該検査陽性者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）

又は

- ・ 当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として、5 日間（6 日目解除）とする。

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を 0 日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を 0 日目として起算する。

また、ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。

なお、同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

無症状であれば5日間とするが、自費検査として、薬事承認された抗原定性検査キットを使用2日目及び3日目で陰性を確認した場合は無症状であれば3日目から待機解除が可能とする。

（「新型コロナウイルス感染症の感染症急拡大が確認された場合の対応について」令和4年1月5日付、令和4年2月2日一部改正 厚生労働省事務連絡）3月改訂分

（「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡、令和4年7月22日一部改正）

（「新型コロナウイルス感染症陽性者と接触のあった方へ（濃厚接触者について）」（令和4年7月22日から適用）<https://www.pref.nara.jp/60130.htm>より）